

第1回北区基本構想審議会次第

令和3年10月22日(金) 18時30分

北とぴあ15階 ペガサスホール

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 区長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 会長、副会長選出
- 6 諮問
 - ・基本構想策定方針について
 - ・計画の概念図について
- 7 審議会の運営
 - ・策定体制について
 - ・運営規程(案)について
- 8 審議会開催スケジュール
- 9 北区の現状や変遷
 - ・現行「北区基本構想」の概要について
 - ・現基本構想策定時からの変遷について
- 10 意見交換

北区基本構想審議会名簿

区分	氏名	所属団体、役職など
公募による区民	青山 匡史	公募委員
	新井 雅美	公募委員
	内海 千津子	公募委員
	中嶋 みどり	公募委員
	新留 美哉子	公募委員
	野口 雄基	公募委員
区内団体が推薦する者	大塚 麻子	北区男女共同参画推進ネットワーク 運営委員庶務
	大貫 新一	北区町会自治会連合会 会長
	岡本 百合子	北区地域リサイクラー協議会 会長
	小澤 浩子	公益財団法人東京都北区体育協会 常務理事
	織戸 龍也	東京商工会議所北支部 シティプロモーション・まちづくり副分科会長
	渋谷 伸子	北区民生委員児童委員協議会 赤羽中央地区副会長
	下山 豊	北区町会自治会連合会（自主防災組織） 神谷連合町会長
	永沢 映	特定非営利活動法人コミュニティビジネスサポートセンター 代表理事
	平井 久朗	北区商店街連合会 青年部長
	増田 幹生	一般社団法人東京都北区医師会 会長
	丸山 吉栄	一般社団法人東京都建築士事務所協会北支部 支部長
	水越 乙彦	社会福祉法人北区社会福祉協議会 会長
	森 将知	特定非営利活動法人 北区障害者団体連合会
森口 智志	北区小学校PTA連合会 副会長	
区議会議員	小田切 かずのぶ	区議会議員 副議長
	戸枝 大幸	区議会議員 企画総務委員会副委員長
	名取 ひであき	区議会議員 議長
	宮島 修	区議会議員 企画総務委員会委員長
学識経験者	岩崎 美智子	東京家政大学 家政学部 教授
	加藤 久和	明治大学 政治経済学部 教授
	阪口 毅	立教大学 コミュニティ福祉学部 准教授
	高橋 儀平	東洋大学 名誉教授（工業技術研究所）
	村上 公哉	芝浦工業大学 建築学部 教授
	山本 美香	東洋大学 ライフデザイン学部 教授

※敬称略。区分ごとに50音順。

3北政企第 1585号
令和 3年10月22日

東京都北区基本構想審議会 会長 殿

東京都北区長 花川 與惣太

東京都北区基本構想審議会条例第2条の規定に基づき、
下記の事項を諮問する。

記

(諮問事項)

- 1 北区基本構想の策定について
- 2 北区基本計画に盛り込むべき施策のあり方について

北区基本構想策定方針

策定の趣旨

北区は 1999 年（平成 11 年）に、21 世紀の北区を住みよい魅力あるまちにしていくために、現在の基本構想を策定しました。

その後 20 年以上が経過し、私たちの生活や区政を取り巻く環境は大きく変化しています。特にインターネットをはじめとする情報通信技術は飛躍的に向上しました。その一方で、地球温暖化に伴う気候変動の影響は、近年の台風の大型化や豪雨、酷暑など顕著に表れてきています。

北区における人口は近年増加傾向にありますが、将来的には減少局面に突入します。人口の減少や、少子高齢化に伴う人口構造の変化は経済規模の縮小につながり、雇用や労働環境をはじめとする私たちの生活への影響はもとより、地域コミュニティの衰退など、さまざまな影響が懸念されます。

また、東日本大震災や、今まさに直面しているコロナ禍から得られた教訓を生かし、持続可能な地域社会、行財政運営を確立するとともに、区民の安全と安心を守るため防災・減災対策に引き続き力を入れて取り組んでいく必要があります。

さらに SDGs の実践や多様性を尊重し合う社会、脱炭素社会の実現など、新たな課題への対応も求められており、時代の流れとともに区民の価値観や暮らし、働き方が大きく変化する中、行政は多くの課題や多様化・複雑化するニーズに的確に対応していく必要があります。

地方分権改革の一環として実施された、2011 年（平成 23 年）の地方自治法改正により、自治体における基本構想の策定義務は既に廃止されていますが、新たな時代にあっても、区民と区がともに達成すべき将来の目標を明らかにするとともに、目標達成に向けた基本的な考え方を示す必要があります。

さまざまな課題を乗り越え、今後も北区に暮らし、働き、学び、憩い、活動する人々が北区に誇りと愛着を持つとともに、将来にわたり全ての人々が自分らしく輝き続けることができる新たな北区の将来像を描くため、基本構想の策定に着手します。

策定にあたっての基本的考え方

各計画の役割と意義を改めて整理する

新たな基本構想は、現構想と同様に、区民と区がともに達成すべき、北区の将来の目標を明らかにするための「区民の憲章」としての意義と役割を踏襲します。

また、基本構想の策定にあたっては、長期総合計画である基本計画や実施計画である中期計画との役割を改めて見直すとともに、時代の変化のスピードに対応できる計画となるよう整理します。

区民をはじめ、北区に関わりのあるさまざまな方とともに作る

「区民とともに」の基本姿勢のもと、基本構想の策定にあたっては区民をはじめ、北区に関わりのあるさまざまな方が参画できるよう、ワークショップや意見交換会などの機会を設け、多くの方と、北区の将来をともに作りあげていきます。

職員の多様な知見や発想を計画策定に生かす

所属や立場にとらわれず、区政に直接携わる職員一人ひとりが、研修やワークショップなどを通じて、さまざまな角度から基本構想の策定に参画し、北区のあるべき姿をともに考えます。また、参画することを通じて、政策形成能力の向上を図ります。

情報発信に努める

可能な限り多くの方とともに将来の北区のあり方を考えるには、まず、多くの方に関心を持ってもらう必要があります。基本構想の策定にあたっては、さまざまな手段を用いて、積極的な情報発信に努めます。

策定にあたっての視点

長期ビジョンの策定にあたっては、民間シンクタンクなどでは、2050年（令和32年）頃を見据えた、日本の将来像について、提言がなされています。一方、国や東京都においては、2040年（令和22年）頃を見据えたビジョンが策定されています。

北区では、こうした状況を踏まえ、新たな将来像を考えるにあたっては、今の子どもたちが大人になり社会で活躍する 2040 年頃を目標年次として定め、北区に住まい、働き、学び、憩い、活動する人々の姿を思い描きながら、以下の視点を持って、北区のあるべき将来の姿を定めていきます。

1 将来あるべき「北区らしさ」とは何かを追求する

- 北区の資産を未来につなぎ、皆が誇れる北区を追求する
- 将来に亘り、皆が北区に住みたい、住み続けたいと思える北区を追求する

2 来るべき人口減少社会に対応できる北区に

- 少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少にあっても、持続可能な社会を作る
- 人生 100 年時代にあって、だれもが自分らしく輝き続けられるよう地域住民が支えあえる社会を作る
- AI、IoT といった先端技術を活用するなど、地域のデジタル化を推進し、豊かで便利な社会を作る

3 すべての人がお互いを認め合い、尊重できる北区に

- 年齢や性のあり方、障害の有無や国籍などの多様性を尊重し合い、だれもが自分らしく輝き続けられる差別のない社会を作る

4 だれもが安心して住み続けられる北区に

- 首都直下地震、気候変動に伴う大規模災害等への対応
- 地球温暖化への対策、脱炭素社会の実現

5 持続可能な行財政運営

- 社会情勢の変化に伴い多様化する区民のニーズに、迅速かつ的確に対応できる体制づくり
- 新しい日常を踏まえた行政のデジタル化の推進
- 経営改革・ファシリティマネジメントの取組み

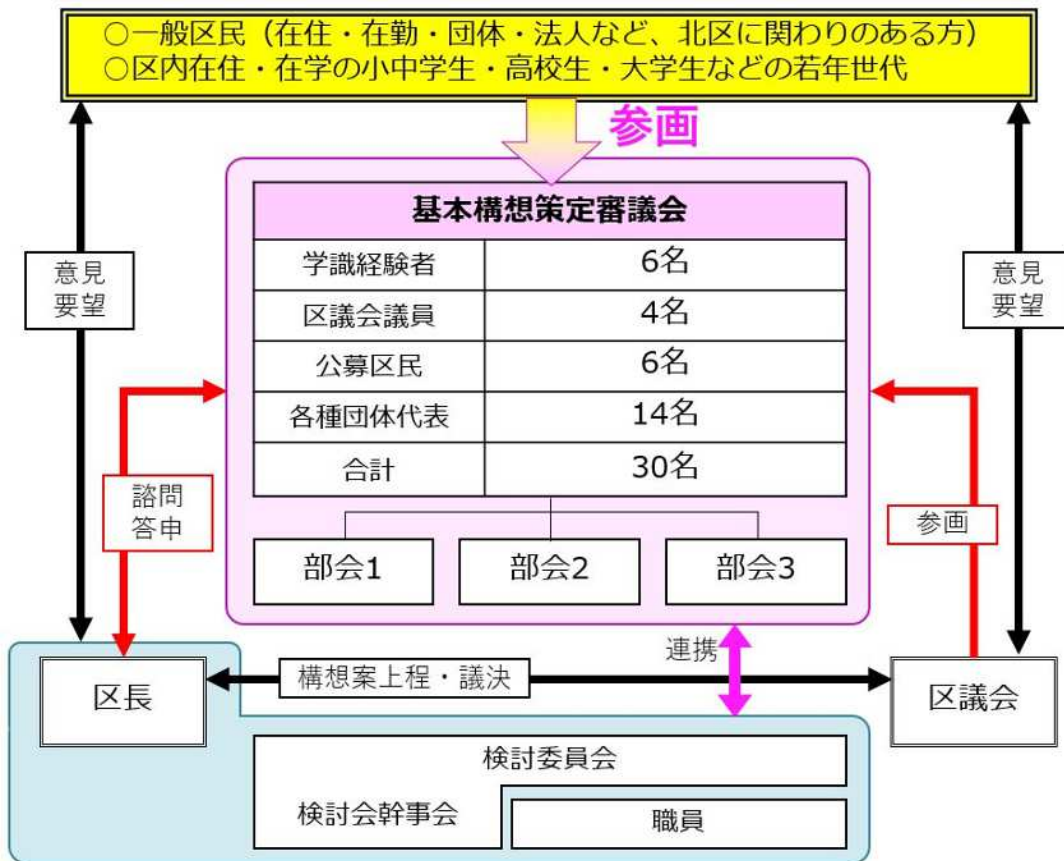
計画の構成

基本構想、基本計画、中期計画の三層構造とし、基本計画には「北区まち・ひと・しごと創生総合戦略」を含めたものとして策定する。

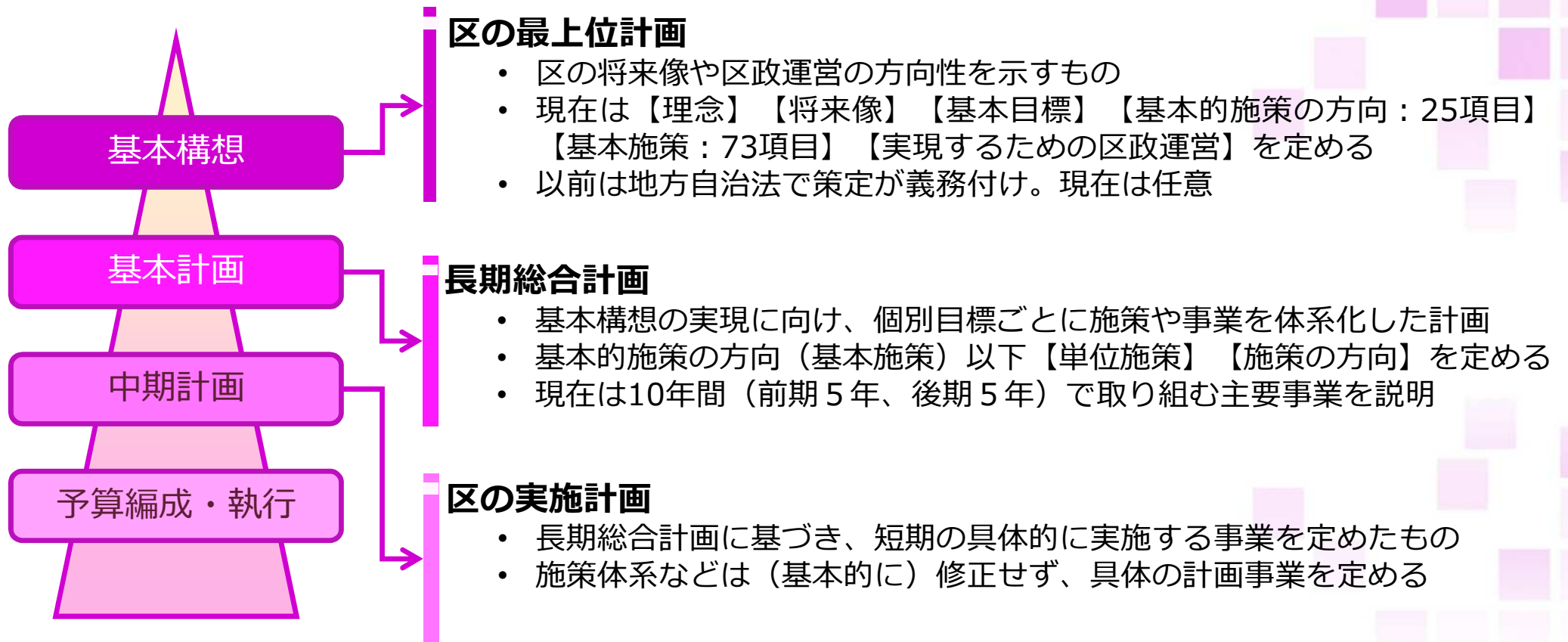
計画期間

基本構想	2040年（令和22年）頃を目標年次とする
基本計画	2024年（令和6年）を初年度とする10年間を計画期間とする
中期計画	2024年（令和6年）を初年度とする3年間を計画期間とする

検討体制



現在の基本構想や計画体系について



東京都北区条例第一号

東京都北区基本構想審議会条例

(設置)

第一条 北区基本構想（平成十一年六月二十九日東京都北区議会議決。以下「基本構想」という。）の改定を行うため、区長の附属機関として、東京都北区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、基本構想の改定に関し必要な事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第三条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員三十人以内をもって組織する。

- 一 公募による区民
- 二 区内団体が推薦する者

三 区議会議員

四 学識経験者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、前条の規定による委嘱の日から審議会が第二条の規定によ

る答申を行つた日までとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

(部会)

第七条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員及び部会長は、第三条に規定する委員のうちから、会長が指名する。

3 前二項に定めるもののほか、部会について必要な事項は、審議会が定める。
(委員以外の者の出席等)

第八条 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都北区規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第二条の規定による答申が行われた日限り、その効力を失う。

(東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 東京都北区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年十二月東京都北区条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

東京都北区基本構想審議会 会長

学識経験者から委嘱された委員

二〇、六〇〇円

一八、五〇〇円

東京都北区規則第十九号

東京都北区基本構想審議会条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区基本構想審議会条例（令和三年三月東京都北区条例第一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第二条 会長は、条例第六条第一項の規定により、東京都北区基本構想審議会（以下「審議会」という。）を招集するときは、やむを得ない場合を除き、招集期日の三日前までに、会議の日時、場所及び議題を示して委員に通知するものとする。

(欠席)

第三条 委員は、前項の規定による招集の通知を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(庶務)

第四条 審議会及び条例第七条に規定する部会の庶務は、政策経営部企画課において処理する。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会

が定める。

付 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都北区基本構想審議会運営規程（案）

令和3年10月22日議決

（趣旨）

第1条 この規程は、東京都北区基本構想審議会条例（令和3年3月東京都北区条例第1号。以下「条例」という。）及び東京都北区基本構想審議会条例施行規則（令和3年3月東京都北区規則第19号。）に定めるもののほか、東京都北区基本構想審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の傍聴）

第2条 審議会を傍聴しようとする者は、先着順に傍聴票に所要事項を記入し、所定の傍聴席において傍聴するものとする。

2 傍聴人の定員は、会議ごとに会長が定める。

（傍聴席に入ることができない者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット、張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他明らかに示威的と認められる物品を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 会長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号及び第二号に規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 会議における言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と可否を表すること。
- (2) 私語、雑談又は騒ぎ立てる等他人の迷惑となる行為をすること。
- (3) みだりに傍聴席を離れること。
- (4) 飲食（体調管理のための水分補給の場合を除く。）又は喫煙をすること。
- (5) 前各号のほか、会議を妨害し、又は会議の秩序を乱すような行為をすること。

（撮影・録音の禁止）

第5条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映像等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会長に対して申請し、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

（違反に対する措置）

第6条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

（傍聴人の退場）

第7条 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会議が非公開となった場合
- (2) 前条の規定により、会長が退場を命じたとき。

（議事録）

第8条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 審議会の開催日時、場所及び議題
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前3号に定めるもののほか会長が必要と認めた事項

2 議事録は、公開とする。ただし、条例第6条第4項ただし書の規定に基づいて会議を公開しなかった議事に係る議事録は公開しない。

(部会)

第9条 審議会を効率的に運営し、かつ、審議会での議論を深めるため、条例第7条の規定に基づき、次に掲げる部会を設置する。

2 各部会の担当分野は、次のとおりとする。ただし、会長は、審議会の効率的運営のため特に必要があると認めるときは、部会の担当分野を変更することができる。

(1) 部会1「躍動」

産業振興、観光・シティプロモーション、地域振興、地域文化・生涯学習・スポーツ、人権・多文化共生・男女共同参画に関すること。

(2) 部会2「輝き」

健康・医療、高齢・介護、障害、権利擁護・生活支援、子ども・家庭、学校教育に関すること。

(3) 部会3「創出」

都市計画、道路・交通、住宅・公園河川、防災・防犯、環境共生・環境保全・資源循環に関すること。

3 部会は、調査検討結果を会長に報告する。

4 副会長は、部会員の中から部会長が指名し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 部会は、部会長が招集する。

6 部会の運営については、第2条から前条までの規定を準用する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、令和3年10月22日から施行する。

審議会開催スケジュール

開催日（時期）	会議	回	議題	主要資料
令和3年10月22日	審議会	1	* 委員委嘱 * 会長、副会長選出 * 諮問、策定方針 * 会議運営方法 * 全体スケジュール	* 審議会条例及び施行規則 * 委嘱状 * 諮問文 * 基本構想策定方針 * 運営規程
令和3年11月17日	審議会	2	* 基礎調査結果 ・ 将来人口の見通し ・ 区民の意識や行政ニーズの動向 * 部会概要（メンバー、スケジュール等）	* 人口推計結果報告書 * 区民意識意向調査報告書 * 区民ワークショップからの提言（将来像） * 各種アンケート・モニター等の調査報告書
令和3年11月17日 （審議会第2回と同日 後半に開催）	部会	1	* 委員自己紹介 * 検討分野、検討手順、スケジュール	* 部会での議論の進め方に関する説明資料
令和3年12月	部会	2	* 各分野における現状、課題と今後の施策の 方向性①	* 区民ワークショップからの提言（施策の提案） * 各種モニター等の調査報告書 * 各分野における現行計画の成果と今後の施策の方向性
令和4年1月	部会	3	* 各分野における現状、課題と今後の施策の 方向性②	（現行計画に基づく施策の実績・成果、区の現状と課題、区 を取り巻く環境の変化、今後の課題と対応の方向性を整理した 施策単位ごとのA3版2枚の資料を用いて、各会1～2施策単位 について審議）
令和4年2月	部会	4	* 各分野における現状、課題と今後の施策の 方向性③	* 指摘事項については、第5回にまとめて対応案を提示予定
令和4年4月	部会	5	* 各分野における現行計画の成果と今後の施 策の方向性 部会案のとりまとめ	* 各分野における部会案のとりまとめ ・ 各分野における施策の実績 ・ 各分野における北区の現状と課題 ・ 各分野における新しい基本構想における施策の方向性
令和4年5月	審議会	3	* 部会まとめについて * 基本構想審議会中間のまとめ素案について	* 職員ワークショップからの提案 * 基本構想審議会中間のまとめ素案 部会まとめの分野別の施策の方向性をもとに、基本目標など の案を事務局で作成し、提示する予定
令和4年6月	審議会	4	* 基本構想審議会中間のまとめ案について	* 審議会中間報告 北区の現状・課題と施策の方向性 案 （素案への指摘事項を反映した修正案を作成）
中間まとめに対する意見交換会・パブリックコメント実施				
令和4年9月	審議会	5	* 中間のまとめに対する意見について * 区民意見を踏まえた分野（基本目標）ご との検討の論点について	* 中間のまとめに対する区民意見の整理 * 分野ごとの検討の論点整理
令和4年10月	部会	6	* 区民意見を踏まえた各分野の基本目標、施 策単位、施策の方向の修正の方向性について	* 中間のまとめに対する区民意見の整理 * 分野ごとの検討の論点整理
令和4年12月	部会	7	* 区民意見を踏まえた各分野の基本目標、施 策単位、施策の方向の案について	* 各分野の基本目標、施策単位、施策の方向の案
令和4年12月	審議会	6	* 基本構想審議会答申案について ・ 基本構想素案 基本理念、将来像、各分野の基本目標 ・ 基本計画に盛り込むべき施策	* 基本構想審議会答申案 ・ 基本構想素案 これまでの議論をふまえた基本構想の基本理念、将来像を事 務局で作成し、基本目標なども含めた基本構想素案を作成、提 示予定 ・ 基本計画に盛り込むべき施策のあり方 部会で取りまとめた施策の方向を位置づける
令和5年2月	審議会	7	* 基本構想審議会答申	* 基本構想審議会答申

現行「北区基本構想」の概要

○議決時期：平成 11 年 6 月 29 日

○目標年次：平成 27 年（2015 年）から平成 32 年（2020 年）頃

○人口：30 万人を下回り、20 万人台後半になるものと推計

- 基本理念
- 1 平和と人権の尊重
 - 2 区民自治の実現
 - 3 環境共生都市の実現

○将来像 ともに作り未来につなぐ ときめきのまち
－人と水とみどりの美しいふるさと北区

- 基本目標
- 1 健やかに安心してらせるまち 北区
 - 2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまち 北区
 - 3 安全で快適なうるおいのあるまち 北区

○基本的施策の方向

- 1 健やかに安心してらせるまちづくり
 - (1) 健康づくりの推進
 - (2) 地域福祉推進のしくみづくり
 - (3) 高齢者・障害者の自立支援
 - (4) 子ども・家庭への支援
 - (5) 福祉のまちづくり
- 2 一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり
 - (1) 地域産業の活性化
 - (2) コミュニティ活動の活性化
 - (3) 個性豊かな地域文化の創造

- (4) 生涯学習の推進
- (5) 生涯スポーツの推進
- (6) 未来を担う人づくり
- (7) グローバル時代のまちづくり
- (8) 男女共同参画社会の実現
- (9) 主体的な消費生活の推進

3 安全で快適なうるおいのあるまちづくり

- (1) 計画的なまちづくりの展開
- (2) 安全で災害に強いまちづくり
- (3) 利便性の高い総合的な交通体系の整備
- (4) 情報通信の利便性の高いまちづくり
- (5) 快適な都市居住の実現
- (6) うるおいのある魅力的な都市空間の整備
- (7) 持続的発展が可能なまちづくり
- (8) 自然との共生

○基本構想を実現するための区政運営

- (1) 区民と区の協働によるまちづくりの推進
- (2) 計画的・効率的な行財政運営の推進
- (3) 自治権の拡充と広域的な連携・協力の推進

現北区基本構想策定時からの変遷

経過	元号 西暦	総人口1/1	外国人	国・都などの主な動き	区の主な動き	携帯・パソコン
-22	平成11年 1999年	320,893	10,069	男女共同参画社会基本法が成立	・北区立岩井学園開設 ・赤羽自然観察公園・豊島馬場遺跡公園開園	iモード開始
北区基本構想策定						
-21	平成12年 2000年	319,484	10,668	介護保険制度創設 地方分権一括法施行 三宅島雄山噴火	・清掃事業区移管 ・保健所3→1か所 ・受発注企業情報交換会「ビジネスネット2000」 ・北ノ台スポーツ多目的広場オープン ・「中里貝塚」国史跡に指定 ・北区基本計画2000、北区中期計画（平成12年度～14年度）	Windows ME カメラ付き携帯電話（写メール）発売
-20	平成13年 2001年	317,127	11,293	埼玉高速鉄道線（赤羽岩淵駅 - 浦和美園駅間）全線開業 情報公開法が施行	・区民事務所・地域振興室開設 ・北区役所第五庁舎開設 ・特別養護老人ホーム桐ヶ丘やまがき荘、みずべの苑開設 ・就労支援センター北ドリームUI設置 ・子ども家庭支援センターオープン ・東十条区民センターオープン	Windows XP iPod Suica 3G
-19	平成14年 2002年	316,522	12,154	学校週5日制完全実施 首都高速中央環状線王子北出入口開通	・ISO14001認証取得 ・特別養護老人ホーム入所調整委員会設置 ・就労支援センター北わくわくかん設置 ・赤羽北区民センターオープン ・区立としま若葉小学校・区立なでしこ小学校・区立桐ヶ丘郷小学校・区立袋小学校設置 ・北区イングリッシュサマーキャンプ事業スタート ・区内内田康夫ミステリー文学賞創設 ・北区中期計画（平成14年度～16年度）	
-18	平成15年 2003年	315,964	12,931	日経最安値7,603.76円（バブル後最安値） 地方自治法改正（指定管理者制度） 住民基本台帳システム本格稼働 首都圏ディーゼル車規制開始	・さくら体操完成 ・桜ウォーク開始 ・北・水辺ウォーク開始 ・障害者地域生活支援室「支援センターきらきら」開設 ・障害者地域自立生活支援室開設 ・NPO・ボランティアふらざ開設 ・浮間子どもスポーツ広場オープン ・北区学校ファミリー構想策定 ・赤羽北市街地再開発事業完了 ・第1回北区景観賞 ・新河岸東公園開園	
-17	平成16年 2004年	315,594	13,743	新潟県中越地震・ 営団地下鉄民営化（東京メトロ） 「東京しごとセンター」オープン	・老人保健施設さくらの杜開設 ・みんなでお祝い輝きバスデー事業開始 ・中学生までの入院医療費を助成 ・第1回北区子どもかがやき顕彰授賞式 ・赤羽しごとコーナー開設 ・名品30選選定 ・女性センターから男女共同参画センターに名称変更、北とびあに移転・開設 ・北区中期計画（平成16年度～18年度）	
-16	平成17年 2005年	316,211	13,576	郵政民営化法案成立 京都議定書の発効 東京都電子自治体共同運営による電子申請サービス開始	・元気環境共生都市宣言 ・「ネスト赤羽」開設、コミュニティビジネス支援開始 ・第1回東京都北区ふるさと駅弁コンテスト授賞式 ・北区ふるさと農家体験館オープン ・区立王子桜中学校設置 ・第2回北区景観賞 ・美化ボランティア制度発足 ・北区基本計画2005、北区中期計画（平成17年度～19年度）	初のワンセグ携帯
-15	平成18年 2006年	316,693	13,834	「旧古河庭園」国の名勝に指定 障害者自立支援法施行 環状8号線が全線開通	・高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）（王子）設置 ・保育園、ふれあい館などへ指定管理者制度導入 ・中学生までの通院医療費を助成 ・北区未来を拓くものづくり顕彰 ・二学期制の導入 ・区立桐ヶ丘中学校設置 ・醸造試験所跡地公園開園 ・職員ポータル・庶務事務システム運用開始	Windows Vista
-14	平成19年 2007年	315,404	14,007	「緑の東京募金」事業がスタート 「防衛省」発足	・北区みんなで楽しむ食育フェア開始 ・特別養護老人ホームうきま幸福苑開設 ・ものづくり夜間大学開校 ・岸町ふれあい館オープン ・区立明桜中学校設置 ・区立西ヶ原小学校をコミュニティスクールに指定（区立初のコミュニティスクール） ・新豊橋開通 ・赤羽台さくら並木公園開園 ・北区中期計画（平成19年度～21年度） ・戸籍事務のコンピュータ処理開始 ・文書管理・財務会計システム運用開始	

現北区基本構想策定時からの変遷

経過	元号 西暦	総人口1/1	外国人	国・都などの主な動き	区の主な動き	携帯・パソコン
-13	平成20年 2008年	317,289	14,740	後期高齢者医療保険制度発足 リーマンショック 「日暮里・舎人ライナー」開業	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査・特定保健指導の開始 ・特別養護老人ホーム飛鳥晴山苑、滝野川病院附属介護老人保健施設開設 ・就労・生活支援センター飛鳥晴山苑開設 ・親育ちサポート事業開始 ・観光ボランティアガイド養成講座 ・都電荒川線ワークラリー ・中央図書館オープン ・総合型地域スポーツクラブ「れっど★しゃっふる」創立 ・区立十条富士見中学校・区立田端中学校設置 ・コミュニティバス（Kバス）モデル運航開始 ・新工省エネ導入助成制度開始 ・北区環境大学事業開始 ・路上喫煙等防止条例施行 	初のAndroidスマホ
-12	平成21年 2009年	319,186	15,530	民主党政権発足 新型インフルエンザ世界的流行	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率が23区で一位になる(24.11%) ・障害者グループホームドリームハウス開設 ・エコアクション21認証（ISOから切替） ・志茂子ども交流館オープン ・子ども発達支援センターさくらんぼ園開設 ・子育てにっこりサポート事業開始 ・産業遺産めぐりスタンプラリー ・王子小学校・王子桜中学校・西浮間小学校改築 ・区立赤羽岩淵中学校・区立滝野川紅葉中学校設置 ・飛鳥山公園（あすかパークレール（アスカルゴ）開設） ・みどりと環境の情報館（エコベルデ）開設 ・北区中期計画（平成21年度～23年度） 	Windows 7
-11	平成22年 2010年	318,711	16,176	羽田空港が新滑走路・国際線ターミナル供用開始	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで育児応援プロジェクト事業開始 ・北区名品ガイド30選（第2弾）発行 ・観光ボランティアガイド事業開始 ・赤羽スポーツの森公園競技場オープン ・桐桜丘中学校改築 ・「北区教育委員会の教育目標」策定 ・Kバス本格運行（2ルート） ・赤羽スポーツの森公園・志茂ゆりの木公園・西ヶ原みんなの公園開園 ・北区基本計画2010、北区中期計画（平成22年度～24年度） 	ipad発売
-10	平成23年 2011年	317,929	16,063	東日本大震災 東京都の人口が1300万人を突破（平成22年 国勢調査）	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生まで入院医療費を助成 ・第1回観光写真コンクール表彰式 ・明桜中学校改築 ・23区初 給水車配備 ・推移・雨量システム開始 ・東京家政大学・東洋大学と包括協定を締結 	iPhone4s
-9	平成24年 2012年	317,227	15,451	障害者総合支援法公布 住民基本台帳法改正（外国人人口） 第二次安倍政権発足 東京都帰宅困難者対策条例を公布	<ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設リハビリパーク滝野川開設 ・高齢者あんしんセンターに見守りコーディネーター配置 ・北区花火会（第1回） ・北区おでんキックオフイベント ・豊島北スポーツ多目的広場オープン ・十条富士見中学校改築 ・学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育の実施 ・北区パープルリボンシンボルマーク制定 ・北区中期計画（平成24年度～26年度） ・帝京大学と包括協定を締結 	Windows 8 4G
		平成24年までは、外国人登録のため総人口に含まない。 平成25年以降は総人口に外国人人口を含む。				
-8	平成25年 2013年	333,132	14,248	障害者差別解消法成立	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率25%を超える（12月） ・特別養護老人ホーム新町光陽苑、老人保健施設はくちよう開設 ・滝野川紅葉中学校改築 	
-7	平成26年 2014年	334,723	14,558	消費税（5%⇒8%） 東京の地下鉄143駅訪日外国人向け無料 Wi-Fiサービス開始	<ul style="list-style-type: none"> ・滝野川分庁舎整備 ・浮間舟渡庭球場オープン ・赤羽岩淵中学校改築 ・区立田端小学校設置 ・北区中期計画（平成26年度～28年度） ・女子栄養大学と包括協定を締結 	
-6	平成27年 2015年	338,084	16,005	マイナンバー制度導入 国連サミットでSDGsの採択 子ども・子育て支援新制度開始 首都高中央環状線 全線開通	<ul style="list-style-type: none"> ・滝野川地域障害者相談支援センター開設 ・ココキタ（北区文化芸術活動拠点）オープン ・環境ecoかるた作成 ・北区基本計画2015、北区中期計画（平成27年度～29年度） ・国保窓口業務等の一部委託開始 ・現北区公式ホームページ運用開始 ・東京成徳学園と包括協定を締結 ・北区くらしとごとの相談センター開設 	Windows 10

現北区基本構想策定時からの変遷

経過	元号 西暦	総人口1/1	外国人	国・都などの主な動き	区の主な動き	携帯・パソコン
-5	平成28年 2016年	341,252	17,609	熊本地震 女性活躍推進法完全施行 障害者差別解消法が施行	<ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者数が前期高齢者数を上回る（9月） ・子ども家庭部⇒子ども未来部として教育委員会へ ・待機児童緊急対策 ・地区担当保健師制導入 ・はびママ面接開始 ・地域ケア会議開始 ・あんしんセンターに生活支援コーディネーター配置 ・障害者グループホームファミリーららら開設 ・地域円卓会議開始 ・第1回北区まちなかゼミナル開講 ・区立西が丘小学校設置 ・区内全小学校で特別支援教室での巡回指導を開始 ・省エネ道場開始 ・北区まち・ひと・しごと創生総合戦略 	
-4	平成29年 2017年	345,149	19,552	自転車活用推進法施行 快適通勤ムーブメント「時差Biz」実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新庁舎建設予定地選定 ・新別館竣工 ・味の素株式会社と「健康づくりに関する包括連携協定」締結 ・特別養護老人ホーム赤羽北さくら荘・浮間こひつじ園開設 ・ひとり親家庭等相談室「そらまめ相談室」開設、生活困窮・ひとり親世帯等の中学生への学習支援事業（みらいきた）開始 ・東京北区観光協会設立 ・赤羽体育館オープン ・区立さくらだこども園設置（区立初の幼保連携型認定こども園） ・区立滝野川もみじ小学校設置 ・シルバーピア赤羽北開設 ・北区中期計画（平成29年度～31年度） ・ウォルナットクreek市とのパートナーシティ協定の締結 ・国立大学法人お茶の水女子大学との包括協定等の締結 	iPhone7
-3	平成30年 2018年	348,030	20,954	平成30年7月豪雨（西日本豪雨） 東京都受動喫煙防止条例制定	<ul style="list-style-type: none"> ・人口35万人突破（5月） ・健康アプリ「あるきた」開始 ・子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業開始 ・「北区ビジネスプランコンテスト」開始 ・総合型地域スポーツクラブ「コムスポたきのがわ」創立 ・なでしこ小学校改築 ・介護予防拠点施設がらっとほーむ開設 	iPhone8
-2	平成31年 令和元年 2019年	351,976	22,621	消費増税（8%⇒10%） 幼児教育・保育の無償化 住民票・マイナンバーカード等の旧姓併記可能 明仁天皇退位、徳仁天皇即位	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健データのPHR化 ・コミュニティビジネス創業支援ネットワーク立ち上げ ・JOCとのパートナー都市協定締結 ・田端中学校・稲付中学校改築 ・区内全中学校で特別支援教室での巡回指導を開始 ・みんなでつくる北区景観百選2019決定 ・「北区洪沢栄一プロジェクト」開始 	iPhone11
-1	令和2年 2020年	353,908	23,550	新型コロナウイルス流行 政府が2050までにCO2排出実質ゼロ宣言 東京 i CDC（東京感染症対策センター）設置	<ul style="list-style-type: none"> ・11年続いた高齢化率23区一位から二位へ（24.7%） ・障害者グループホームらららたきのがわ開設 ・東京都北区手話言語の確立及び障害の特性に応じた意思疎通の支援に関する条例施行 ・東京都北区と東京ヴェルディ株式会社とのスポーツの推進及び連携に関する協定締結 ・浮間中学校改築 ・北区基本計画2020、北区中期計画（令和2年度～4年度） 	5G
0	令和3年 2021年	353,158	22,271	東京オリンピック・パラリンピック2020開催	<ul style="list-style-type: none"> ・いきがい活動センターきりりあ北開設 ・障害者基幹相談支援センター設置（障害者地域自立生活支援室から名称変更） ・シルバーピア滝野川開設 ・「渋沢×北区 青天を衝け 大河ドラマ館」開館 ・児童発達支援センター開設 ・「北区ゼロカーボンシティ宣言」表明 ・放課後子ども総合プラン全校実施 ・王子第一小学校改築 	